水上村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 3 月 15 日
水上村農業委員会

１ 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

水上村（以下「村」という。）は、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに対策の強化を図ることが求められている。

これらを踏まえた上で、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、法第 7 条第 1 項に基づく水上村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて平成 35 年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2993 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

２ 遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

	管内農地面積 （A）	遊休農地面積 （B）	遊休農地の割合 （B/A）
現　状 （平成 29 年 12 月）	420 ha	4 ha	0.95 %
3 年後の目標 （平成 32 年 7 月）	420 ha	3 ha	0.71 %
目　標 （平成 35 年 7 月）	420 ha	2 ha	0.47 %

※遊休農地の解消目標における管内農地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積と農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地の合計面積。

【目標設定の考え方】

本村の遊休農地の割合は平成29年12月現在で0.95%と、1%未満となっている。

今後も解消と発生防止に努め、平成 35 年度までに、遊休農地面積を「半減」させることを目標とする。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア　農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査、相談活動、地域活動等を踏まえ、農地の利用関係の調整を積極的に行う。

イ　所有者の意向を尊重しながら、農地中間管理機構への貸し付け等を促進する。

ウ　農林業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、遊休農地の発生防止・解消に努める。

３ 担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用の集積

	管内農地面積 （A）	集積面積 （B）	集積率 （B/A）
現　状 （平成 29 年 3 月）	416 ha	126 ha	30.2 %
3 年後の目標 （平成 32 年 7 月）	416 ha	229 ha	55.0 %
目　標 （平成 35 年 7 月）	416 ha	333 ha	80.0 %

※担い手への農地利用の集積における管内農地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積。

【目標設定の考え方】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は 80%を目標としている。

（２）担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア　村及び農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

イ　守るべき農地を明確化し、意欲ある農業後継者、新規農業参入者及び退職帰農者等の担い手への利用集積・集約化を促進する。

ウ　農地の貸借制度や農地中間管理事業の積極的な周知に努める。

エ　農林業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

４ 新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

	新規参入者 （新規参入者取得面積）
現　状 （平成 29 年 3 月）	1 件 （　　0.5 ha）
3 年後の目標 （平成 32 年 7 月）	4 件 （　　2.0 ha）
目　標 （平成 35 年 7 月）	7 件 （　　3.5 ha）

【目標設定の考え方】

新規参入については、平成 25 年度から 28 年度までの平均実績が 1 経営体であった現状を踏まえ、少なくとも年間 1 経営体の新規参入を目標とする。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア　情報提供について

新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。

イ　指導・支援等の経営対策について

新規就農者が担い手として継続して営農していくため、農業経営に関し関係機関と連携し、指導・支援等の経営対策を推進する。

ウ　青年等就農計画の審査・助言等（通年）を行う。